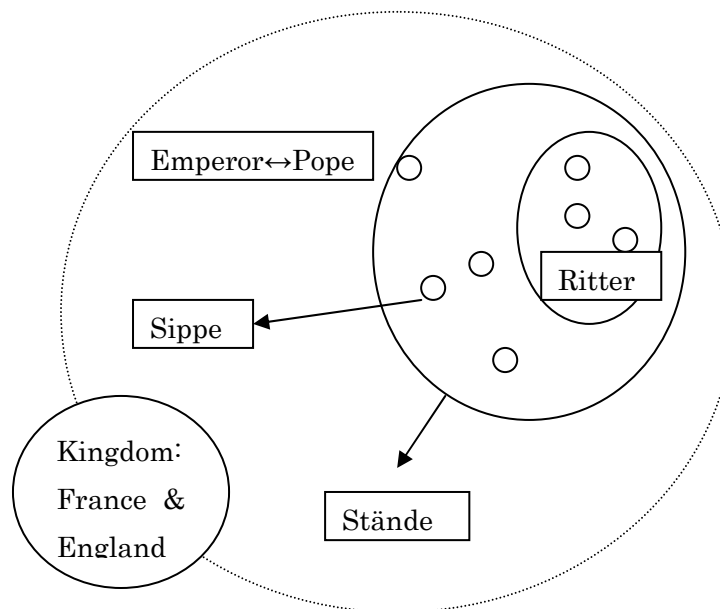


## 第2章 近代の産物としての国家

### §1. 国家 state 以前と国家後

- 今日の国民国家は2重の意味で歴史的産物であり、しかも近世 early modern age から始まる。
- 第1の契機：権力の集中・系列化＝国家 state の誕生
  - 中世以前の統治・支配システムは、自由人が代表するジッペ Sippe が保護・平和・法共同体として社会の権力関係の基底にあり、それらを基に権力が重層的に配置されることを特徴としていた：典型としてのヨーロッパ封建制，平安末期から戦国までの日本封建制(中世社会については，堀米庸三「西洋中世世界の崩壊」岩波全書，増田四郎「西洋中世世界の成立」岩波全書，マルク・ブロック「封建社会」(堀米庸三監訳)岩波書店，および(新村猛ほか訳)みすず書房などを手がかりに，また中世の国制 constitution については，大部な書籍だが，ミッタース「ドイツ法制史概説」，メイトランド「イングランド憲法史」，オリヴィエ＝マルタン「フランス法制史概説」－いずれも創文社，を参考にするのがよいであろう)。

図3. ラテン的キリスト教世界の「旧き市民社会 *societas civilis*」の権力集合

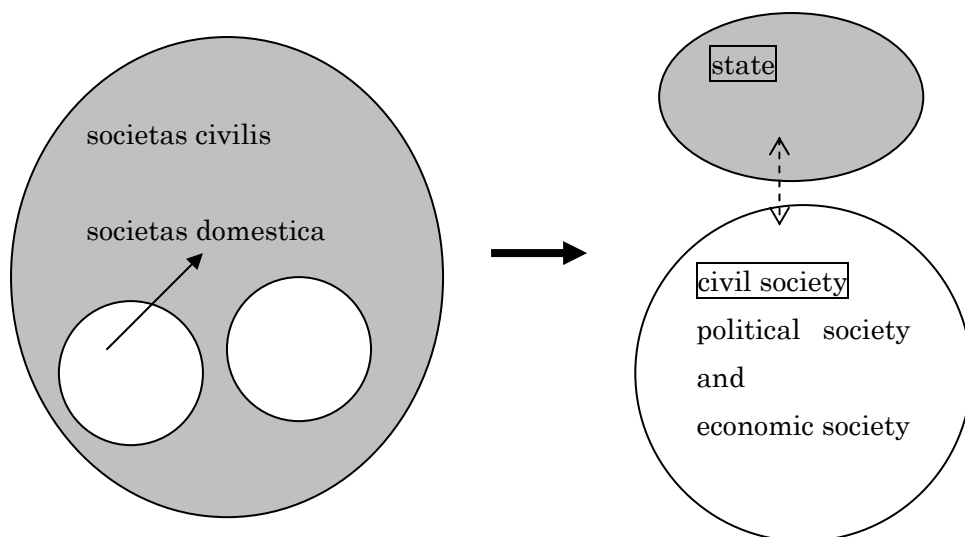


- 自由人（自由農民，騎士など），貴族など中間団体の権力は，①Fehde（決闘裁判，「私戦」－これは「公戦」に対照して使用される訳語であるが，中世におけるフェーデは「公人」としての自由人の戦いであって決して「私的」なもので

はない), ②家=ジッペのアジール Asyl (保護) 機能, ③封建誓約の契約性 (1年の30~40日は誓約した主人に従って軍事奉仕) などに表現されていた。

- 封建的権力秩序はレーエン Lehen 制に基づく。つまり上位の自由人は臣従誓約した自由人に土地を封として授け, それと引き換えに封臣は臣従誓約した者に主として軍事奉仕の義務を負う。
- このような政治社会は「旧き市民社会 *societas civilis*」と言われる。これに対してジッペの中の社会は *societas domestica* と言われ, 経済 *economy* とはそうした家に属していた⇒18世紀から経済学が生まれたときに *political economy* という言葉が使用されるようになるが, それは経済が家に属するのではなく社会全体に及ぶことを示したものであった。
- ・ 君主に権力が集中し, さらに市民革命などを通じて, ①諸権力を集中・系列化した装置が生まれ (社会に存在した諸権力が君主=国家に疎外される), ②権力に関わる領域が「公的」で, 他は「私的」とされ, ③私的市民の相互依存する社会としての「新たな市民社会 *civil society*」が誕生⇒国家と市民社会が分裂し相対。ここから, 「正当な物理的暴力行使の独占を (実効的に) 要求する人間共同体」(マックス・ヴェーバー「職業としての政治」岩波文庫, p. 9), あるいは「権力を, 物的及び精神的手段を包括する十分な範囲で所有する」(マイネッケ「近代史における国家理性の理念, 世界の名著 65」中央公論社, p. 64) ものとして「*state* としての国家」が規定される。

図4. 社会からの国家の疎外



- ・ *state* としての国家は, 国際関係においては皇帝や教皇の権威を退けて対外主権を

有し、「国家理性 *raison d'état*, *reason of state*」によって行動する存在となった。すなわち国家は、唯一の「一人一人自分で裁判官兼執行人となる」(J. ロック「市民政府論」岩波文庫, p. 89) 存在, 唯一のジッペとなったのである。したがって主権国家から構成される国際的システムはホブズ「リヴァイアサン」(「世界の名著 23」中央公論社) が言う「各人の各人に対する戦争状態」(p. 156) に似て「自然状態はむしろ戦争状態」(カント「永遠平和のために」岩波文庫 p. 23) となる。このような国際関係を明確に表現したのは、30年戦争に終止符を打った「ウェストファールア講和条約」(1648) であった。このときから *state* としての国家から構成されるシステムを国家システムと呼ぶようになる。

## § 2. 「旧き市民社会」から国家への移行の契機

- ・ 「旧き市民社会」の不安定性：自力救済権が存在する世界固有の不安定による権力集中への傾向。
- ・ 中世軍事革命：封建的軍事奉仕義務に代わる軍隊の編成（①火器の登場，②歩兵の優位，③イタリア式要塞などによる戦争の長期化と専門化→封建軍隊から税に基づく傭兵制→常備軍 *standing army* の形成）。
- ・ 「商業の復活」以来の市場経済の発展：土地生産物の価格下落，土地の売買や貸借→土地法を憲法的秩序とする世界の動揺。
- ・ 皇帝と教皇の対立，そして宗教革命：君主による対外主権の主張と宗教的秩序の選択。

## § 3. 政治社会 *political society* の復権

- ・ 国家が権力を集中・系列化するときに，①権力をめぐる正当化問題が生じ，ここに従来権力を保有していた自由人，新たな社会の中に誕生した市民が政治への参加を求め（市民革命），②権力の行使内容にかかわって価値や利益をめぐる社会内の対立・緊張（誰に権力を配分するのか，どのように権力を行使するのか，権力の行使は誰に利益をもたらすのか，公共善とは何か）が生じる（政治社会 *political society* の復権）。

### <補注>

- ・ 日本語の「国家」は、「くに」，「王室と国土」，「天子，王」，「諸侯の家」，「小国，邦」などを意味した中国語の「国家」を起源とし，「国土と国民の総合（くに）」，「皇室を長とする共同体」などを意味して使用される場合がある。そうした使用法では *state* としての国家の規定は曖昧にされてしまう。